

登録機関等に対する監査指導

1. 監査対象とその頻度

登録機関及び指定試験機関に対しては、労働安全衛生法第96条第3項に基づき、監査指導を実施している。

- | | |
|------------|---------|
| ①登録機関 | 1年ごとに1回 |
| 登録製造時等検査機関 | |
| 登録性能検査機関 | |
| 登録個別検定機関 | |
| 登録型式検定機関 | |
| ②指定試験機関 | 1年ごとに1回 |

2. 監査事項

①登録機関

監査においては、検査員の条件及び数が適切か、検査長による検査業務の管理が適切になされているか、検査等が公正な実施基準に適合する方法により実施されているか、検査員の危険防止措置が適切になされているか、登録事項変更届出が遅滞なく提出されているか、財務諸表等が備え付けられているか、帳簿が適正に作成・保存されているか等について、関係者に対する質問及び帳簿、書類その他の物件の検査等により行うものとしている。

②指定試験機関

監査においては、免許試験員、試験監督員等の充足及び職務履行状況が適切か、受験資格審査、可否の通知等の事務処理が適切になされているか、学科試験問題の作成、印刷、保管等の方法及び秘密保持が適切になされているか、受験申請関係書類、台帳等の管理状況が適切か、免許試験に必要な機材等の管理が適切になされているか等について、関係者に対する質問及び帳簿、書類その他の物件の検査等により行うものとしている。

3. 監査結果に基づく行政処分等

監査指導の結果、不適切な検査・検定等を把握した場合は、必要に応じ業務停止等の行政処分等を行うこととしている。

なお、処分については、監査を実施する者の裁量によらない統一的な処分基準を策定し、それに則った処分を行っている。

登録機関及び指定機関一覧

項 番	名 称	住 所	登録製造時 等検査機関	登録性能 検査機関	登録個別 検定機関	登録型式 検定機関	指定試験 機関
1	社団法人日本ボイラ協会	東京都港区新橋 5-3-1	●	●	●		
2	社団法人日本クレーン協会	東京都江東区新木場 1-11-7		●		●	
3	社団法人ボイラ・クレーン 安全協会	東京都江東区亀戸 6-41-20 機缶健保会館 2階	●	●	●		
4	株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿 1-26-1		●			
5	シマブンエンジニアリング 株式会社	兵庫県加古郡播磨町新島 41		●			
6	社団法人産業安全技術協会	埼玉県狭山市上広瀬東中原 837 番地 1			●	●	
7	損保ジャパン・リスク マネジメント株式会社	東京都新宿区西新宿 1-26-1			●		
8	セイフティエンジニアリング 株式会社	東京都港区芝浦 4-5-9		●			
9	エイチスビー・ジャパン 株式会社	神奈川県横浜市西区高島 2-19-2			●		
10	財団法人安全衛生技術 試験協会	東京都千代田区三崎町 1-3-12					●